

## 特許戦略計画関連問題ワーキンググループ 中間取りまとめ（案）について

平成 15 年 12 月

### 1. 経緯

「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画」（以下、「推進計画」という。）において大きな課題である「特許審査の迅速化」については、特許制度小委員会での議論を踏まえ、去る第 156 回国会において「特許法等の一部を改正する法律案」（以下、「平成 15 年特許法等改正法案」という。）が成立し、特許関係料金体系の見直しを始めとした制度改革が実現したことに加え、平成 16 年度の定員要求で 100 名もの任期付審査官を要求するなど、迅速・的確な特許審査の実現に向けた環境が現実のものとして整いつつある。

そうした中で、この特許戦略計画関連問題ワーキンググループ（以下、「戦略 WG」という。）は、特許制度小委員会の下に設置され、平成 15 年 9 月から、世界最高レベルの迅速・的確な特許審査の意義について改めて議論するとともに、更なる「特許審査の迅速化」に向けた課題について検討してきたところである。また、「特許戦略計画」、「推進計画」、及び「平成 15 年特許法等改正法案」に対する附帯決議等において検討すべきとされている項目などについても集中的に審議を行ってきた。

本中間取りまとめ（案）は、「推進計画」において次期通常国会への提出が義務づけられている「特許審査迅速化法案（仮称）」に直接関連する課題を中心とした、迅速・的確な特許審査の実現に向けた総合施策について、戦略 WG において 4 回にわたり検討した結果を事務局において取りまとめ、12 月 16 日に行われた第 5 回ワーキンググループにおいて提示されたものである（現在、各委員からの意見に基づき一部修正確認中。今後平成 16 年 1 月下旬にかけて意見募集〔パブリックコメント〕予定。）

### 2. 中間取りまとめ（案）の概要

#### （1）特許審査の迅速化に関する目標（最終目標：審査順番待ち期間ゼロ）

特許庁においては、特許審査の迅速化に関する最終目標（審査順番待ち期間をゼロとする目標）の実現に向けた審査体制の整備・強化や業務の効率化、更には必要な制度改革や環境整備等を着実に進めるため、審査順番待ち期間短縮の中期・長期の目標を定めるとともに、これらの目標を達成するための毎年度の実施計画を策定し、関係府省の協力を得つつ必要な法律改正や予算・増員等の措置を行う。

## (2) 審査順番待ち期間ゼロに向けた総合施策

### 審査処理促進に向けた取組

- ・ 審査体制の整備  
審査官通常定員の着実な確保を図るとともに、滞貨一掃に向けた臨時措置として、100名程度の任期付審査官(任期5年+5年)を5年間、合計500名程度の採用を行う。
- ・ 指定調査機関の指定要件見直し等による新規参入の促進  
指定調査機関の公益法人要件を撤廃することにより、指定調査機関の複数化に向けた環境を整備すること等により、サーチ外注の一層の効率化及び質的向上を図る。
- ・ 改訂審査基準の適切な運用  
今般改訂された審査基準について、民間団体や日本弁理士会等の協力も得つつ一層の情報提供に努める。
- ・ 弁理士の貢献等  
明細書の充実・適正化、審査官とのコミュニケーションの充実、担当弁理士の明確化などを通じて、迅速・的確な特許審査への弁理士の貢献を期待する。

### 出願・審査請求構造の適正化(より適切な出願や審査請求に向けた取組)

- ・ 特許関係料金体系の見直し  
平成15年の特許法改正による新しい料金体系等について、施策効果が施行後速やかに得られるよう、ユーザーに対して十分なPRを行うとともに、引き続き中小企業への支援策の充実・周知徹底を図る。
- ・ 出願上位企業、中堅・中小企業の経営者等への協力要請  
企業の経営者等に対し、研究開発の効率化の観点から、具体的なデータを示しながら、特許情報の有効活用の重要性などについて意見交換を実施し、企業の知的財産戦略に関する意識改革を図る。
- ・ 特定の指定調査機関が作成する調査報告書を出願人が添付した場合の審査請求料の料金減額  
出願人が特定の指定調査機関が作成したサーチレポートを添付して審査請求した場合、審査請求料の減額を受ける制度を導入することにより、

特許庁の審査負担軽減にも資する形で出願人の適切な審査請求を促進する。また、他国の特許庁の先行技術調査の結果が添付された場合の減額措置については今後の検討課題とする。

- ・ 弁理士の貢献

出願人への特許戦略指導、弁理士情報の提供等を通じ、より適切な出願や審査請求に向けた取組に貢献することを期待する。

迅速・的確な権利付与のための基盤整備

- ・ 迅速・的確な権利付与に必要な人材基盤に関する行政機能の強化

迅速・的確な特許審査の実現に当たり必要な、大量の任期付審査官採用への対応、外部の技術調査人材の育成への貢献、日本弁理士会からの研修要請への対応などを早急に進めるために、研修機能の強化を図る。

また、企業における知財専門家育成への支援や必要なインストラクターの育成・派遣などにも対応すべく検討する。

更に、IT を活用した人材育成の情報提供手法の確立、人材育成に関する官民協議会の設置、などを通じた人材基盤の支援を行う。

- ・ 迅速・的確な権利付与に必要な情報システム基盤に関する行政機能の強化

指定調査機関における情報システム基盤の整備、特許情報提供の改善等を通じ、企業の先行技術調査などの環境を整備・強化する。

また、情報システムの見直しによる審査・事務処理の効率改善及び機械翻訳機能の高度化による迅速・的確な特許審査の支援を通じ、審査処理促進に向けた環境整備を行う。

更に、海外への機械翻訳機能の提供、人材育成等における IT の活用などの施策を通じ、審査処理を促進する。

### ( 3 ) 今後の検討課題

分割出願制度・補正制度の見直しに向け、今後更に検討を行う。